

不妊検査費・不妊治療費の一部助成について

町では、子どもを望む夫婦が不妊検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始することができるよう、不妊検査および不妊治療費用の一部を助成します。

不妊検査費用助成

- 助成対象となる検査 医師が必要と認める不妊検査のうち、令和6年4月1日以降に開始し、検査の開始日から1年以内に受けた検査
- 助成対象者（①～⑤のいずれにも該当する人）
 - ①申請日時点で、法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある夫婦
 - ②検査開始日における妻の年齢が43歳未満
 - ③夫婦両方が検査を受けていること
 - ④申請日において、夫または妻のどちらかまたは両方が南三陸町に住所を有すること
 - ⑤夫婦の南三陸町における町税に滞納がないこと
- 助成回数 夫婦1組につき1回
- 助成金額 検査に係る費用として医療機関に支払った額（上限30,000円）
- 申請期限 「検査終了日」または「検査開始日から1年を経過した日」のいずれか早い日が属する年度の末日（3月31日）まで

不妊治療費用助成

- 助成対象となる治療 保険適用となる不妊治療および併せて実施された先進医療のうち、令和6年4月1日以降に開始したもの
- 助成対象者（①～④のいずれにも該当する人）
 - ①申請日時点で、法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある夫婦
 - ②検査開始日における妻の年齢が43歳未満
 - ③申請日において、夫または妻のどちらかまたは両方が南三陸町に住所を有すること
 - ④夫婦の南三陸町における町税に滞納がないこと
- 助成回数
 - ・初回診療開始時の妻の年齢が40歳未満：6回
 - ・初回診療開始時の妻の年齢が40歳以上：3回
- 助成金額 治療に係る費用として医療機関に支払った額のうち
 - ・先進医療費：上限50,000円
 - ・一般不妊治療費、生殖補助医療費：上限100,000円（高額療養費助成後の額）
- 申請期限 治療終了日の属する年度の末日（3月31日）まで

申請方法は、町のホームページをご覧ください。保健福祉課健康増進係までお問い合わせください。

☎保健福祉課 健康増進係 ☎46-5113



産後ケア事業のご案内

町では、出産後のお母さんと赤ちゃんを対象に、助産師などによる心身のケアと育児のサポートを行う『産後ケア事業』を行います。



- 対象者 産後1年未満のお母さんと赤ちゃん
- 内容 ご家庭への訪問や助産院などへの通所により、お母さんの心と体のケア、授乳の相談、子育ての相談・助言が受けられます。
- 利用料 無料
- 利用可能回数 1人7回まで
- 利用方法 保健福祉課健康増進係への申し込みが必要です。希望する人は、ご相談ください。

施設の予約状況などにより、利用希望日の利用が難しい場合があります。

☎保健福祉課 健康増進係 ☎46-5113

ひきこもり家族会

お話したことが誰かに漏れることはありませんので、安心して話してください。

ひきこもりなどに悩みを持つ家族が集まり、ひきこもりに関する正しい情報や知識・対応方法を学ぶ場です。同じ悩みを持つご家族同士が安心して自分の気持ちを話せる場となっています。お父さん、お母さんだけでなく、祖父母やご兄弟などのご家族も参加できます。

- 日時 10月9日(水) 午後2時～3時30分
 - 場所 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）
 - 対象者 おおむね18歳以上のひきこもりの人がいる家族
 - 予約期限 10月7日(月)
- 初めて参加を希望する人は、現状や困りごとを事前に面接させていただきます。
- ☎保健福祉課 健康増進係 ☎46-5113 気仙沼保健福祉事務所 ☎21-1356



ひきこもり居場所支援事業

マイスペースここてらす南三陸

「あなたが安心して行ける場所」を開設します。開設時間内であれば、いつ来ても、いつ帰っても良い、自由に過ごせる居場所です。スタッフや、参加メンバーと交流してみませんか。

- 日時 10月11日(金)、25日(金) 午前10時30分～午後3時
 - 場所 生涯学習センター（南三陸町志津川字新井田165-1）
 - 対象者 ひきこもりの状態にある義務教育終了後からおおむね50歳までの人
- ※初めて参加を希望する人は、事前に面接をさせていただきますので事前にお申し込みください。
- 参加費 無料
 - その他 昼食は各自持参となります。
- ☎保健福祉課 健康増進係 ☎46-5113

ひとりで悩まず
相談してみませんか？

こころの
健康相談

- 日時 10月24日(木) 午後2時～4時
- 場所 総合ケアセンター南三陸
- 相談内容 眠れない、イライラする、気持ちが落ち込んでいる、人とうまくかわれない、やる気が起きない、病院へ受診しようか迷っているなど、ご本人またはそのご家族からの相談をお受けします。
- 相談医 三峰病院 連記医師
- 予約期限 10月17日(木) ☎保健福祉課 健康増進係 ☎46-5113